

舞鶴市発注の建設工事における 技術者等の配置（兼任）に関する取扱い（概要）

- 複数の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合（R7.2一部変更）
- ICT活用による複数の専任工事に兼任できる場合（R7.2追加）
- 監理技術者補佐の配置による複数の専任工事が兼任できる場合（R7.2一部変更）
- 営業所技術者等と監理技術者等の兼任ができる場合（R7.2追加）

I. 複数の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合 II. 現場代理人の複数工事への兼任を認める条件

R7.2一部変更

【主な内容】

	概要
専任の主任技術者	近接関連工事※1であれば2件まで兼任可能（舞鶴市内）
現場代理人	非専任工事※2又は近接関連工事であれば2件まで兼任可能（舞鶴市内）

【兼任条件】

条 件	技術者非専任工事のみの場合		技術者専任工事を含む場合 (監理技術者を配置する工事を除く)	
	舞鶴市内	左記 以外	舞鶴市内 近接関連工事	左記 以外
主任技術者の兼任	可	可	★可(2件まで)	不可 (専任特例除く)
現場代理人の兼任	★可(2件まで)	不可	★可(2件まで)	不可

現場代理人が兼任する場合の共通条件

件 数 ・ 場 所	2件まで ・ 舞鶴市内
発 注 者	舞鶴市又は国、地方公共団体等の発注する工事に限る。 (舞鶴市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼任を了承していること。)
連 絡 員	兼任する舞鶴市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。(連絡員は、元請業者の社員の他、一次下請業者の社員でも可能としますが、交通誘導整理員、一次以外の下請負業者の社員等は連絡員にはなれない。)
所 在	兼任するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。

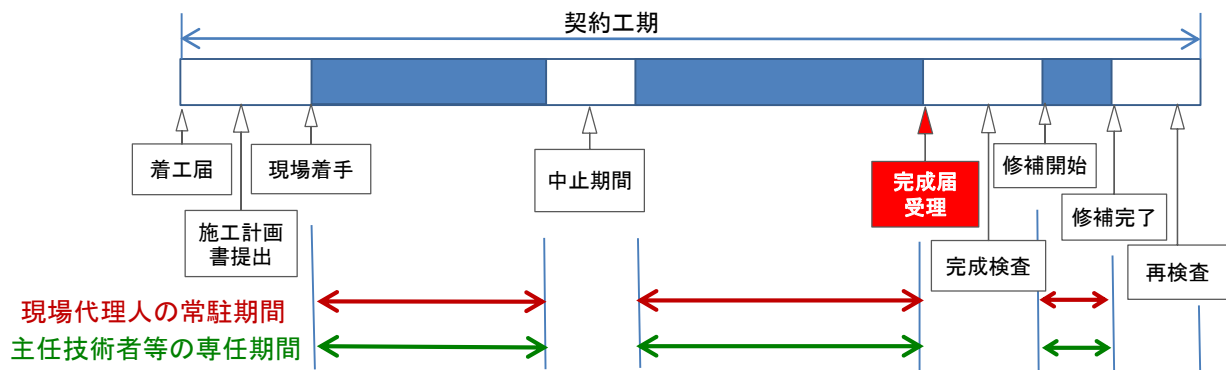
※1「近接関連工事」

工事の対象となる工作物に一体性 若しくは 連続性がみとめられる工事 又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km※程度の近接した場所であるもの

※2「非専任工事」

請負金額が4,500万円(建築一式は9,000万円)未満の工事 (R7.2.1～)

Ⅲ. 現場代理人の常駐 及び 主任技術者の専任 を要する期間の取扱い

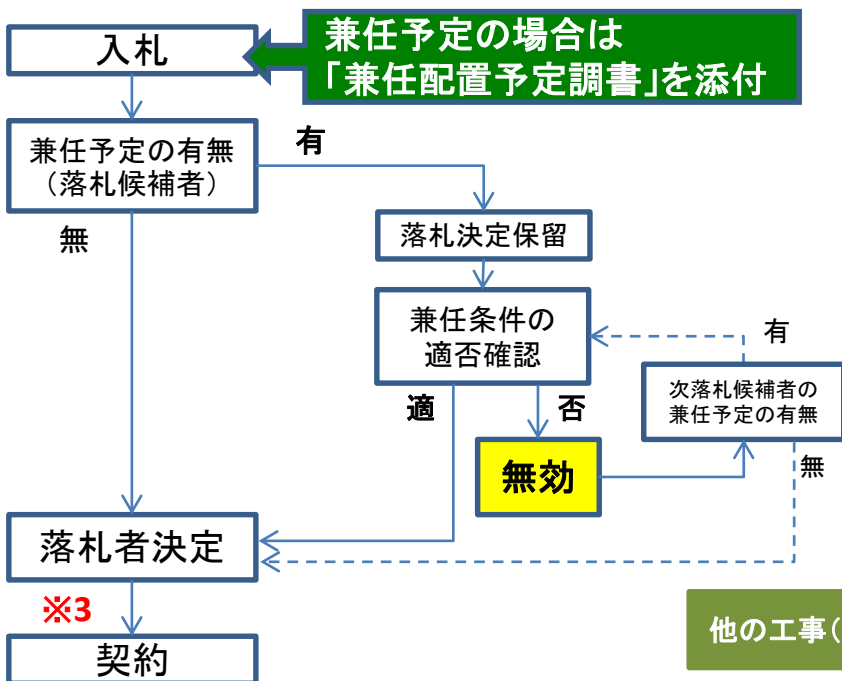


Ⅳ. 入札の無効となる条件:「兼任条件に反する場合」

兼任条件★の範囲内で他の工事※1と兼任して現場代理人又は主任技術者を配置しようとする入札者は、**原則**、入札書に「**兼任配置予定調書**」を添付して提出してください。

※1【他の工事とは】

- ア 現場代理人又は主任技術者として配置中の工事
- イ 一般競争入札等において配置予定者として申請している工事
- ウ 同時期※2に入札が行われる工事

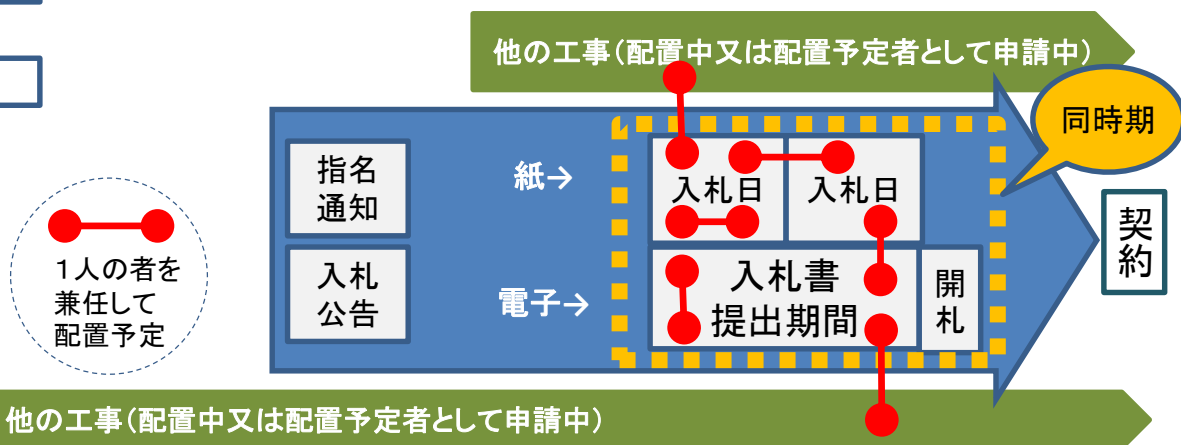


※3

落札決定後(契約締結までの間)に兼任配置予定調書を提出することも可としますが、この場合、兼任条件に適合しない等により現場代理人又は主任技術者を適正に配置できないときは、落札者が契約を締結しないと看做し、違約金の徴収となり、さらにやむを得ない事情を除いて入札参加停止の措置を受けることになりますので、十分注意してください。

(R5. 4追加)

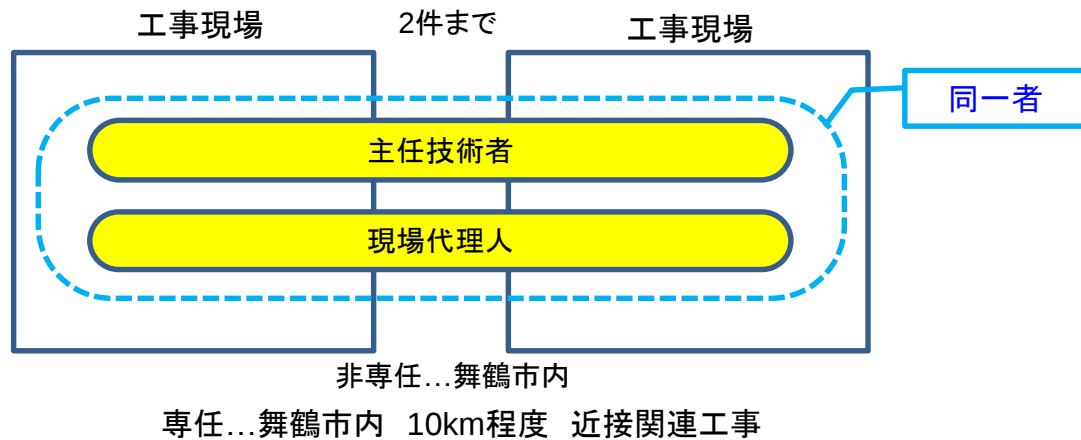
※2【同時期とは】



I. 複数の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合

II. 現場代理人の複数工事への兼任を認める条件

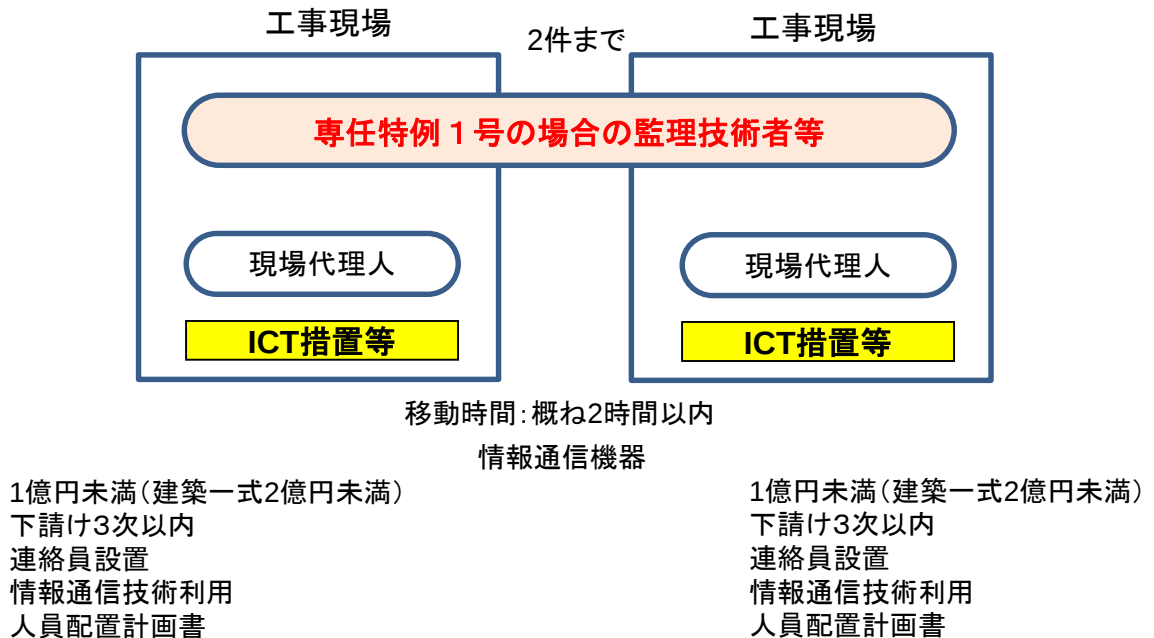
概要
イメージ



V. 専任特例1号の場合の主任技術者又は監理技術者の配置

R7.2追加

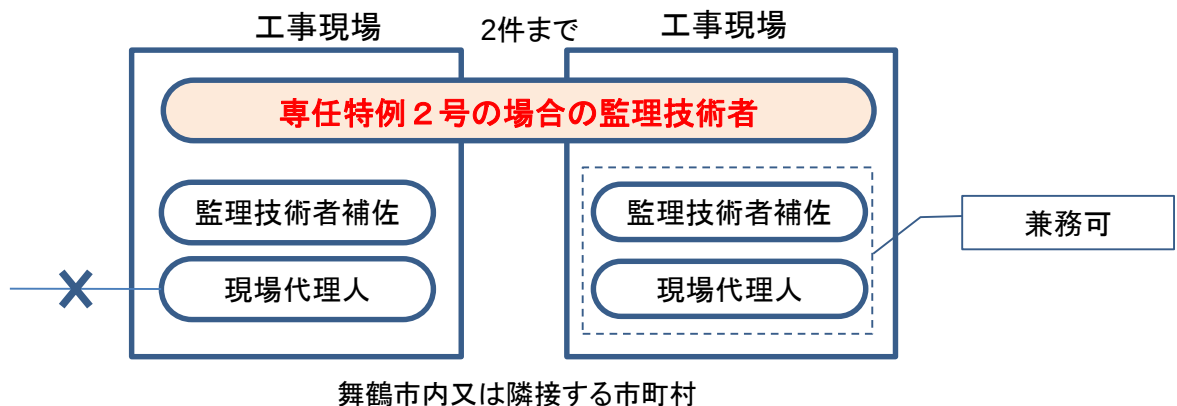
概要
イメージ



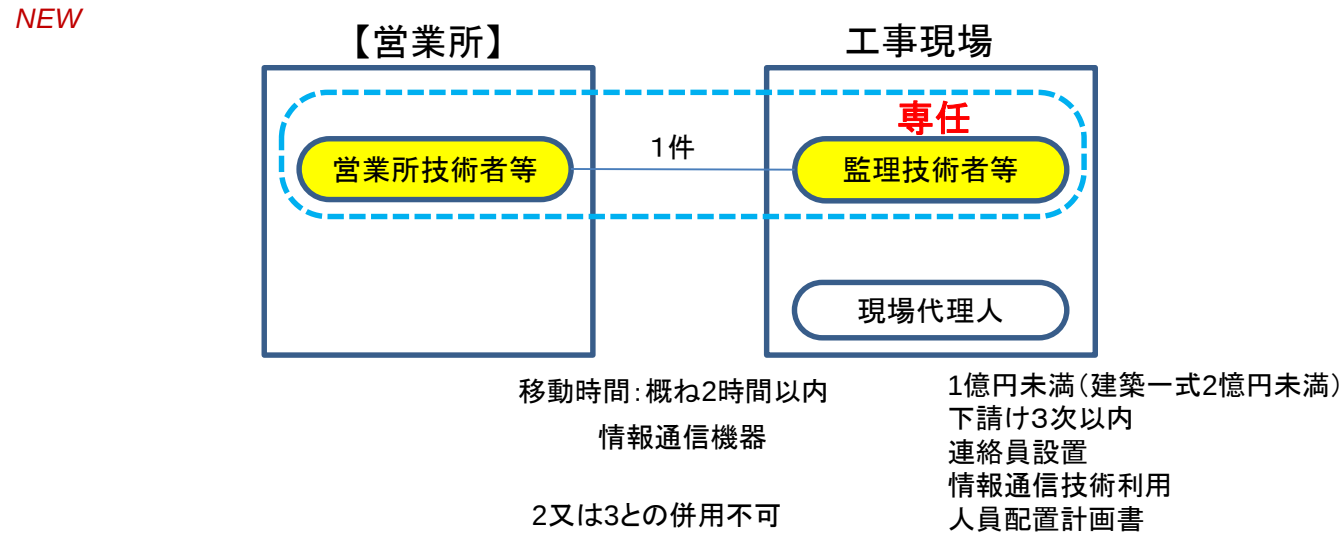
VI. 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

R7.2変更

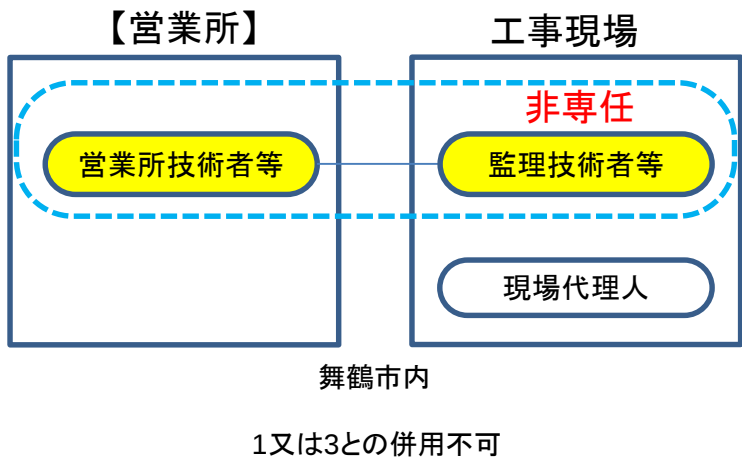
概要
イメージ



1 監理技術者等を専任で配置する必要がある建設工事



2 監理技術者等を専任で配置する必要がない建設工事(営業所と工事現場が近接)



3 監理技術者等を専任で配置する必要がない建設工事(営業所と工事現場が離れている場合)

